適格請求書発行事業者の登録申請書

/ 収受印 \			[1/2]
令和 年 月	申	(电前番号 0000 - 24	- 1121)
	請	(フリガナ) (〒 758 — 0011) 萩市椿東4487-1 (電話番号 0838 — 24 — 17 シャカディキカケ	– 1121)
		氏名又は名称 株式会社 藤井企画	
萩 税務署長	者殿	(法人の場合) 代表者氏名 藤井敏	
公表されます。 1 申請者の氏名又は 2 法人(人格のない なお、上記1及び2	名称 社団等 のほか、	法 人 番 号 4 2 5 0 0 0 0 1 0 0 8 3 事項(❸ 印欄)は、適格請求書発行事業者登録簿に登載されるとともに、国税庁ホージを除く。)にあっては、本店又は主たる事務所の所在地へ、登録番号及び登録年月日が公表されます。 て公表しますので、申請書に記載した文字と公表される文字とが異なる場合がありま	
下記のとおり、 (平成28年法律第 ※ 当該申請書	適格請 15号) は、所	情求書発行事業者としての登録を受けたいので、所得税法等の一部を改正第5条の規定による改正後の消費税法第57条の2第2項の規定により申請得税法等の一部を改正する法律(平成28年法律第15号)附則第44条第1項日以前に提出するものです。	する法律 します。
		区期間の判定により課税事業者となる場合は令和5年6月30日)までにこの申 日和5年10月1日に登録されます。	請書を提出
事 業 者 区	分	この申請書を提出する時点において、該当する事業者の区分に応じ、□にレ印を付して ☑ 課税事業者 □ 免税事業者 ※ 次葉「登録要件の確認」欄を記載してください。また、免税事業者に該当する場合には 事業者の確認」欄も記載してください(詳しくは記載要領等をご確認ください。)。	·
令和5年3月31日 (特別判定により課税事業者と 判定により課税事業者と 合は令和5年6月30日) この申請書を提出するこ なかったことにつき困業 がある場合は、その困業	: なる場 なででま となずで 性な事情	日初 こ キ 吉 青	
税 理 士 署	· 名	税理士法人 長谷川会計 税理士 (電話番号 082 – 272 -	- 5868)
※ 整理税 番号務		番号 中前年月日 年 月 日	確認
(数署	年	= 月 日 番号 確認	

- 注意 1 記載要領等に留意の上、記載してください。
 - 2 税務署処理欄は、記載しないでください。
 - 3 この申請書を提出するときは、「適格請求書発行事業者の登録申請書(次葉)」を併せて提出してください。

インボイス制度

この申請書は、令和三年十月一日から令和五年九月三十日までの間に提出する場合に使用します。

適格請求書発行事業者の登録申請書(次葉)

[2/2]

												氏名	. V 1	は名 税	it I	# # # *	 스 ż+						
	l =	汝 业、	ナスト	丰 光 :	生の	マノ	\1 × 1	(1 0		17 Tz	白なん			ェ ロ ル ノてく ブ			工工	那	开正凹				
		令 (平	和 5 成28	年1 3年2	0月 去律	1 第1	日の 5号	属す) 陈	つる部 計則第	果税 第44章	期間「条第」	中に3 4 項の	登録? り規2	を 受け	· 、 ;	所得を受	ける	こう	とする	る事業	業者	する	法律
事		個)		番		号																
業		事業		年 月) ヌ												法人のみ	事	業	年 度	自 —— 至	 		
者		内容		月日							年	J	1	日		記載	資	本	金			1	円
の		等	事	業	Þ	1	容								!							L	
確	□ 消費税課税事業者(選択)届出書を提出し、納税義務の免除の までの 規定の適用を受けないこととなる課税期間の初日から登録を受け											令和 5		1 日か			月31日						
認														日									
登録要	録																						
件のの	消費税法に違反して罰金以上の刑に処せられたことはありません。													\checkmark	はい		いい	え					
確認	その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過して												え										
参																							
考																							
事																							
項																							